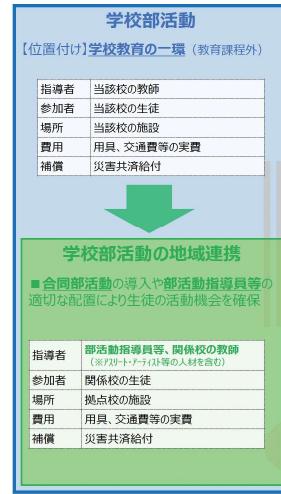


学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）



■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）
■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

「II 新たな地域クラブ活動」では、1日の休養日を設定することなど新たな地域クラブ活動のあり方を示しています。

「III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け

た環境整備」では、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携協働して段階的・計画的に取り組むた

め、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとしています。そして、市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めることとともに、直ちに地域クラブ活動の体制が整備できない場合、合同部活動の導入や部活動指導員の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「IV 大会等の在り方の見直し」では、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズなどに応じた大会などの運営のあり方を示しています。

「V 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「VI 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度から'25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「VII 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度から'25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「VIII 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度から'25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「IX 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度から'25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「X 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度から'25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

「XI 大会等の在り方の見直し」では、「23(令和5)年度から'25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

■スポーツ庁部活動 改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/micatetop01/list/1372413_00003.htm



■ガイドライン解説動画

（スポーツ庁Web広報マガジン「DEPORTARE」より）



「運動部活動改革」、JSPOの取り組み

JSPOでは、スポーツ庁が進める運動部活動改革について、左図の通り既存事業を活用し、加盟団体と連携・協働して、中学生世代の安全・安心なスポーツ環境を確保することで取り組んでまいります。

特に、適切な資質能力を身につけた指導者の確保、運営団体・実施主体としての「総合型地域スポーツクラブ」、「スポーツ少年団」の充実に取り組みます。
次号では、JSPOがこれらの取り組みを具体的にどのように進めいくかを紹介します。

（運動部活動改革に係るJSPOの考え方）

JSPOの既存事業を活用

- (1) 適切な資質能力を身につけた指導者の確保
- (2) 多様な実施主体の確保
- (3) 多様な財源の確保

実現可能な具体的な施策

連携・協働 加盟団体

中学生世代の安全・安心なスポーツ環境を確保

部活動改革、その先へ～地域で育むジュニアスポーツ～

「学校運動部活動」



本年度から3年間を「改革推進期間」として本格的にスタートした「部活動改革」——
休日の部活動の地域連携・地域移行について、地域の実情などに応じ、
可能な限り早期の実現をめざす。今号では、昨年12月に新たに
策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に
関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）の詳細に迫る。



（連載）第7回

行政のねらい／部活動改革の方向性

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」詳報

和2)年に、'23(令和5)年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に取り組んでいます。

「地域の子どもたちは、

地域で育てる」という意

識のもと、総合型地域スポーツ

ラブやスポーツ少年団、公認スポ

ーツ指導者など、地域の方々のご協

力を得ながら、生徒のニーズに応

じた多様で豊かな活動を実現し

ていく必要があります。このこと

は、生徒に加え、地域住民にとって

のよりよいスポーツ環境整備に資

するだけでなく、「まちづくり」と

しての効果も期待されます。

「学校部活動及び
新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する
総合的なガイドライン」

「学校部活動及び
新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する
総合的なガイドライン」

このガイドラインは、4つの章から成り立ち、「I 学校部活動」と「II 新たな地域クラブ活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を統合したうえで、全面的に改定し、「22(令和4)年12月に、新たに学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、4つの章から成り立ち、「I 学校部活動」では、学校部活動を実施する場合の適正な運営などのあり方について、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示すこのなかで、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進めることも記しています。



解説／鴨志田暁弘
スポーツ庁地域スポーツ課
課長補佐